

平成24年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する
法律に基づく対応状況等に関する調査結果

鳥取県福祉保健部長寿社会課

1 趣旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「平成24度における対応状況の調査結果」のうち、鳥取県集計結果を公表する。

2 調査の概要

区分	内容
調査方法	養介護施設従事者による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計
対象期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

平成24年度、県内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は3件（平成22年度2件、平成23年度5件）であった。市町村及び県による事実確認調査を行った結果、2件については虐待の事実が認められなかったが、残る1件は虐待事実が確認された。

(1) 相談通報の対応時期

区分	件数	構成割合(%)
本調査対象年度内に、通報等を受理した事例	3	100.0
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	0	0.0
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	0	0.0
合計	3	100.0

(2) 相談・通報者

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医療機関従事者 (医師含む)	介護支援専門員	国民健康保険 団体連合会	都道府県 から連絡	警察	その他	不明	合計
件数	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
構成割合(%)	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計

構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの

(3) 虐待があった施設・事業所のサービス種別

区 分	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施設	認知症対 応型共同 生活介護 (グループホ ーム)	有料老人 ホーム	小規模多 機能型居 宅介護等	軽費老人 ホーム	養護老人 ホーム
件数	0	0	0	1	0	0	0	0
構成割合(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

短期入所 施設	訪問介護 等	通所介護 等	特定施設 入居者生 活介護	居宅介護 支援等	その他	合計
0	0	0	0	0	0	1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

(4) 被虐待高齢者

①性別

区 分	男	女	不明	合計
人数	0	1	0	1
構成割合(%)	0.0	100.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

②年齢

	65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	その他・ 不明	合計
人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
構成割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

(5) 虐待の種別

区 分	身体的虐 待	介護等放 棄	心理的虐 待	性的虐待	経済的虐 待	合計(累計)	合計(人数)
人数	0	1	0	0	0	1	1
構成割合(%)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	-	-

(注)構成割合は被虐待者の実人数に対して算出

(6) 虐待を行った養介護施設従事者等の職種については、虐待者を特定することができなかった。

(7) 市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

区 分	件数
施設等からの改善計画の提出	1
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	1
その他	0

(注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1)相談・通報対応件数

平成24年度、県内の市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、140件であった。(平成22年度151件、平成23年度180件)

区 分	件数	構成割合(%)
本調査対象年度内に通報等を受理した事例	124	88.6
対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例	5	3.6
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	11	7.9
合計	140	100.0

(2)相談・通報者

「介護支援専門員」が35.8%と最も多く、次いで「当該市町村職員」が12.4%、「家族・親族」が11.7%、が「民生委員」7.3%であった。

区 分	介 護 支 援 専 門 員	介 護 保 険 事 業 所 職 員	医 療 機 関 従 事 者	近 隣 住 民 ・ 知 人	民 生 委 員	被 虐 待 高 齢 者 本 人	家 族 ・ 親 族	虐 待 者 自 身	当 該 市 町 村 職 員	警 察	そ の 他	不 明	合 計
人	49	6	3	9	10	14	16	3	17	5	5	0	137
%	35.8%	4.4%	2.2%	6.6%	7.3%	10.2%	11.7%	2.2%	12.4%	3.6%	3.6%	0.0%	100%

(注)「本調査対象年度内に通報等を受理した事例」について集計。1件の事例に対して複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数124件と一致しない

(3)虐待を受けた又は受けたとと思われると判断した事例

事実確認の結果、市町村が虐待を受けたと思われると判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、72件であった。(平成22年度:92件、平成23年度94件)

① 事実確認の件数

「本調査対象年度内に通報等を受理した事例(124件)」及び「対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度になった事例(5件)」(計129件)のうち、事実確認を行った事例については126件であった。

② 事実確認の結果

区 分	件 数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けかと思われたと判断した事例	72	57.1
虐待ではないと判断した事例	17	13.5
虐待の判断に至らなかった事例	37	29.4
合 計	126	100.0

(注)「事実確認を行った事例」(126件)について集計

(4) 虐待の内容

「身体的虐待」が63.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が36.8%、「介護・世話の放棄・放任」と「経済的虐待」が28.9%であった。

区 分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	48	22	28	1	22	121	76
構成割合(%)	63.2	28.9	36.8	1.3	28.9	-	-

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(72件)」における被虐待者の実人数について集計

(5) 被虐待高齢者の状況について

① 性別及び年齢

性別では「女性」が73.7%と、全体の8割近くを占め、年齢階級別では、「80～89歳」が51.3%、次いで「70～79歳」が34.2%と多かった。

被虐待高齢者の性別

区 分	男性	女性	不明	合計
人数	20	56	0	76
構成割合(%)	26.3	73.7	0.0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(72件)」における被虐待者の実人数について集計

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1	11	15	20	19	10	0	76
構成割合(%)	1.3	14.5	19.7	26.3	25.0	13.2	0.0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(72件)」における被虐待者の実人数について集計

② 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が 89.4%と、9割近くが虐待者と同居であった。

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	28	40	7	1	0	76
構成割合 (%)	36.8	52.6	9.2	1.3	0.0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(72件)」における被虐待者の実人数について集計

③ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は「息子」が 50.6%と最も多く、次いで「娘」が 13.3%、「夫」及び「孫」が 8.4%、「妻」が 7.2%の順であった。

被虐待者から見た虐待者の続柄

区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	7	6	42	11	5	2	2	7	1	0	83
%	8.4%	7.2%	50.6%	13.3%	6.0%	2.4%	2.4%	8.4%	1.2%	0%	100%

(注1)虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ数

(注2)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(72件)」における虐待者の延べ人数について集計

(6) 虐待への対応策について

① 分離の有無

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 33.7%と、3分の1の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 51.8%であった。

区分	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	28	33.7
被虐待高齢者と虐待者とを分離していない事例	43	51.8
対応について検討、調整中の事例	5	6.1
その他	7	8.4
合計	83	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(72件)」における虐待者の延べ人数について集計

② 分離を行った事例の対応の内訳

分離を行った事例への対応は、「やむを得ない事由等による措置」が 25.0%と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」、「医療機関への一時入院」、「その他」が 21.4%であった。

区 分	人数	構成割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	6	21.4
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	7	25.0
緊急一時保護	3	10.8
医療機関への一時入院	6	21.4
その他	6	21.4
合計	28	100.0

③ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が48.8%と最も多く、次いで、「見守りのみ」が23.3%で、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が21.0%であった。

区 分	人数	構成割合 (%)	
経過観察(見守り)	10	23.3	
経過観察 以外の対 応	養護者に対する助言・指導	21	48.8
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	3	7.0
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	4	9.3
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	9	21.0
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	3	7.0
	その他	8	18.6
合計(累計)	58		
合計(人数)	43		

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない43件に対する割合であるため、合計は100%にならない

(注2)「見守り」には、他の対応と重複していない事例のみ計上されている

5 県内市町村の高齢者虐待に係る体制整備状況(県内19市町村、平成24年度末現在)

高齢者虐待に係る体制整備状況においては、昨年度と比較し大きな変化はみられなかった。

また、「介護保険サービス事業者等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築の取組」及び「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が10市町村、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との協議」及び「老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室のための関係機関との調整」が8市町村等、関係機関との支援ネットワークの整備や連携体制構築が遅れている。

県の高齢者虐待の防止に関する取組として、市町村・包括支援センター等を対象とした高齢者虐待対応研修会や介護職員看護職等に対し施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方研修を開催することで、高齢者虐待に対する意識付けを図り権利擁護のための取組を推進を行っている。

区 分		実施済み	未実施
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	市町村数	15	4
	構成割合(%)	78.9	21.1
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	市町村数	16	3
	構成割合(%)	84.2	15.8
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	市町村数	15	4
	構成割合(%)	78.9	21.1
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	14	5
	構成割合(%)	73.7	26.3
介護保険施設に法について周知	市町村数	13	6
	構成割合(%)	68.4	31.6
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	13	6
	構成割合(%)	68.4	31.6
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	12	7
	構成割合(%)	63.2	36.8
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	10	9
	構成割合(%)	52.6	47.4
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	10	9
	構成割合(%)	52.6	47.4
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	18	1
	構成割合(%)	94.7	5.3
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	8	11
	構成割合(%)	42.1	57.9
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	8	11
	構成割合(%)	42.1	57.9
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	17	2
	構成割合(%)	89.5	10.5
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	16	3
	構成割合(%)	84.2	15.8

高齢者虐待の概要等について

長寿社会課

1 高齢者虐待

高齢者虐待とは、養護者または養介護施設従事者等による高齢者虐待をいいます。

※用語の定義

養護者：高齢者の日常生活において、金銭管理や食事介護等何らかの世話をする者で、必ずしも同居していなければならないわけではありません。

養介護施設従事者等：老人福祉施設や有料老人ホームなどの養介護施設の業務に従事する者または老人居宅生活支援事業や居宅サービス事業などの養介護事業に従事する者をいいます。

2 高齢者虐待の種類

身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為(拘束、薬による抑制を含む)
介護・世話の放棄・放任	介護の放棄・放任により、高齢者の生活環境や身体・精神状況が悪化すること
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度・無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること
性的虐待	高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為とその強要をすること
経済的虐待	高齢者の合意なしに財産や金銭を使用したり、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3 相談・通報窓口

相談・通報窓口は、各市町村が設置する地域包括支援センターまたは各市町村高齢者福祉担当課です。(詳細は別紙)

高齢者虐待を発見した場合、または、高齢者虐待で悩んでいる場合などに相談、通報してください。

高齢者虐待に関するお問い合わせ



高齢者虐待を発見した場合、または高齢者虐待で悩んでいる場合は、次の窓口へ相談・通報してください。

市町村の高齢者福祉担当課(右表)または
地域包括支援センター(下表)まで



【高齢者福祉担当課】

市町村名	担当課	電話番号	ファクシミリ
鳥取市	高齢社会課	0857-20-3456	0857-20-3404
米子市	長寿社会課	0859-23-5132	0859-23-5012
倉吉市	長寿社会課	0858-22-7851	0858-22-2954
境港市	長寿社会課	0859-47-1039	0859-44-3001
岩美町	福祉課	0857-73-1333	0857-73-1344
若桜町	町民福祉課	0858-82-2209	0858-82-0134
智頭町	福祉課	0858-75-6007	0858-75-4110
八頭町	保健課	0858-72-3555	0858-72-3565
三朝町	健康福祉課	0858-43-3519	0858-43-0647
湯梨浜町	長寿福祉課	0858-35-5378	0858-35-5376
琴浦町	福祉課	0858-52-1525	0858-52-1524
北栄町	福祉課	0858-37-5850	0858-37-5339
日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952	0859-27-0903
大山町	福祉介護課	0859-54-5207	0859-54-5087
南部町	健康福祉課	0859-66-5524	0859-66-5523
伯耆町	総合福祉課	0859-68-4632	0859-68-3866
日南町	福祉保健課	0859-82-0374	0859-82-1027
日野町	健康福祉課	0859-72-0334	0859-72-1484
江府町	福祉保健課	0859-75-6111	0859-75-6161
南部箕蚊屋 広域連合	—	0859-39-6222	0859-39-6223

【地域包括支援センター】

市町村名	地域包括支援センター名	電話番号	市町村名	地域包括支援センター名	電話番号
鳥取市	鳥取中央地域包括支援センター	0857-20-3456	境港市	境港市北地域包括支援センター	0859-42-3136
	鳥取南地域包括支援センター	0858-76-2351		境港市南地域包括支援センター	0859-45-2299
	鳥取こやま地域包括支援センター	0857-32-2727	岩美町	岩美町地域包括支援センター	0857-72-8420
	鳥取西地域包括支援センター	0857-82-6571	若桜町	若桜町包括支援センター	0858-82-2209
	鳥取東健康福祉センター 包括支援係	0857-25-5021	智頭町	智頭町地域包括支援センター	0858-75-6007
米子市	米子市ふれあいの里 地域包括支援センター	0859-23-5798	八頭町	八頭町地域包括支援センター	0858-72-3566
	米子市義方・湊山 地域包括支援センター	0859-23-6790	三朝町	三朝町地域包括支援センター	0858-43-3519
	米子市住吉・加茂 地域包括支援センター	0859-48-1365	湯梨浜町	湯梨浜町地域包括支援センター	0858-35-5378
	米子市尚徳地域包括支援センター	0859-26-6588	琴浦町	琴浦町地域包括支援センター	0858-52-1525
	米子市弓浜地域包括支援センター	0859-48-2330	北栄町	北栄町地域包括支援センター	0858-37-5850
	米子市箕蚊屋地域包括支援センター	0859-27-6500	大山町	大山町地域包括支援センター	0859-54-5207
	米子市淀江地域包括支援センター	0859-56-1118	日南町	日南町地域包括支援センター	0859-82-0374
倉吉市	うつぶき地域包括支援センター	0858-26-6378	日野町	日野町地域包括支援センター	0859-72-1852
	マグノリア地域包括支援センター	0858-26-3922	江府町	江府町地域包括支援センター	0859-75-6111
	倉吉中央地域包括支援センター	0858-22-6102	南部箕蚊屋 広域連合	日吉津地域包括支援センター	0859-27-5952
	明倫・小嶋地域包括支援センター	0858-23-7106	南部地域包括支援センター	0859-66-5522	
	かもかや地域包括支援センター	0858-45-3888		伯耆地域包括支援センター	0859-68-4632



県の担当課

鳥取県福祉保健部長寿社会課
認知症支援担当

電話：0859-26-7177